

都市部からの短期アルバイトを 雇用してみませんか？

～ふるさとワーキングホリデー受入事業所募集～

○ふるさとワーキングホリデーとは？

都市部の若者等に、短期間（2週間～1ヶ月ほど）ではあるが、実際に地方へ行き、その地域の仕事をしながら滞在してもらうことで、より深く住民や地域と関係してもらうことを目的とした事業。

※総務省事業（ふるさとワーキングホリデーポータルサイト参照※右QRコード



○受入事業所の条件

- 「2週間～1ヶ月」の期間の雇用が必要
- 受入時期はいつでもOK ※実績では、夏休み期間の大学生の応募が多いそうです
- 賃金は最低賃金（821円/h）以上
- 業務内容は自由
- 勤務時間も指定はなし（常識の範囲内で）

○参加者の条件・市からのサポート

- 県外在住の方
- 雇用期間中、現地に滞在できる方
- 年齢の指定はなし（受入事業者が雇用条件の中で定めることは可能）
- 宿泊場所は市から紹介（1泊上限4,000円を支援）
- 宿場所から勤務地までの交通費は市から支援
- 飲食費用は参加者自身で負担
- 障害保険は市で加入

～事業の流れ～

（1）受入可能事業所の登録

魚津市内で、受入を希望する事業所を登録（市に申請）

（2）参加希望者の募集・事業PR

国の運営するポータルサイトでの情報発信の他、首都圏等で開催されるイベントでのPRを実施。

（3）参加希望者と受入事業所のマッチング

参加希望者から申請書や履歴書を送付いただき、受入事業者とマッチング。採用決定後、宿泊先等の詳細を決定。※直接事業所とのやりとりでなく、間に市が入る予定としています。

（4）魚津市で働きながら生活

※受入について興味を持たれた事業所様は、**5月31日（金）**までに、下記まで連絡をお願いいたします。

【お問い合わせ先】 魚津市地域協働課定住応援室 担当：高瀬

TEL0765-23-1095 Fax0765-23-1051 mail : teiju@city.uozu.lg.jp